

(2) 指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。）又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（以下「生活介護計画等」という。）が作成されていない場合 100分の95

16 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数が15以上（指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）における指定生活介護等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上）であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設（法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）である指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、指定生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30単位

注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の方が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算 42単位

注 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第6 児童デイサービス

1 児童デイサービス費（1日につき）

イ 児童デイサービス費(I)

- (1) サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり10人以下の場合 754単位
- (2) サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり11人以上20人以下の場合 508単位

(3) サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり21人以上の場合 396単位

ロ 児童デイサービス費(II)

- (1) サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり10人以下の場合 407単位
- (2) サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり11人以上20人以下の場合 283単位

(3) サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり21人以上の場合 231単位

注1 イについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービスの単位（指定障害福祉サービス基準第97条第2項に規定する指定児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において、指定児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第96条に規定する指定児童デイサービスをいう。）の提供を行った場合若しくは次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして市町村長に届け出た基準該当児童デイサービスの単位（指定障害福祉サービス基準第108条第2項に規定する基準該当児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において、基準該当児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。）の提供を行った場合又は指定障害福祉サービス基準第112条又は第113条の規定による基準該当児童デイサービス事業所（以下「みなし基準該当児童デイサービス事業所」という。）において基準該当児童デイサービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- (1) 小学校就学前の利用者（以下「未就学児」という。）の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。以下同じ。）であって、指定障害福祉サービス基準附則第5条の規定によるもの（以下「経過指定児童デイサービス事業所」という。）以外の事業所における指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービス事業所であって、みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。）であって、指定障害福祉サービス基準附則第6条の規定によるもの（以下「経過基準該当児童デイサービス事業所」という。）以外の事業所における基準該当児童デイサービスの単位
- (2) 未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である指定児童デイサービス事業所であって、経過指定児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービスの単位又は未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である基準該当児童デイサービス事業所であって、経過基準該当児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である基準該当児童デイサービスの単位